

ユニホームに係る広告(ロゴ)スポンサー名等について

1. 日本社会人クラブバドミントン連盟に登録された会員が、ユニホームに広告(ロゴ)スポンサーを掲示し、当連盟主催および各都道府県社会人クラブバドミントン連盟主催の大会に参加する場合、会員が所属する各都道府県社会人クラブバドミントン連盟を通じて日本社会人クラブバドミントン連盟にスポンサー登録申請を行う。ただし、当連盟会員が所属する都道府県に社会人クラブバドミントン連盟が設立されていない場合は、直接日本社会人クラブバドミントン連盟にスポンサー登録申請を行う。
2. 事務手続きについて
 - (1) スポンサー登録申請を行う場合、日本社会人クラブバドミントン連盟が運営するホームページに掲載されているスポンサー登録申請書(様式 MSBF-審-01号)を使用する。
 - (2) スポンサー名またはスポンサーロゴを表示する場合、当該団体または個人が表示するスポンサーの同意を得たことを証明する書類(契約書の写し等)を必ず提出すること。ただし、機密部分は黒塗りでも構わない。
 - (3) スポンサー登録申請は、スポンサー登録申請書の記載事項を全て記入し、かつ必要資料を添付のうえ、年度ごとに毎年提出する。広告(ロゴ)スポンサーを掲示したユニホームを着用する場合、大会が開催される前にスポンサー登録申請し、日本社会人クラブバドミントン連盟の承認を得ること。
3. ウェア正面広告(ロゴ)スポンサー名の設置場所と大きさについて
 - (1) ウェア(上衣)の背面には、単一色で3行までの文字列の表示と背番号の表示を認める。なお、3行の文字列と背番号の色は単一色ですべて同色とする。(「3行の文字列と背番号の色は単一色ですべて同色とする」について、2019年度中は施行を猶予する)
 - ①文字列各行の大きさは、高さ6cm～10cm、横30cm以内とし、各行には、プレーヤー名、チーム名、スポンサー名、都道府県名等を水平表示するものとする。ただしプレーヤー名とチーム名など、異なる項目を同一行に表示することはできない。また、文字列にはロゴを含まないものとする。
 - ②プレーヤー名、チーム名の表示が高さ6cm～10cm、横30cm以内の範囲に一行で表示ができない場合は複数行になっても構わない。ただし、その場合でも表示された複数行の文字列の高さの合計は6cm～10cmとする。

- ③背番号を表示する場合は、文字列の下中央部に表示するものとし、大きさは高さ15cm以内、一桁横7cm以内とし、二桁以内とする。
- ④文字列、背番号は明瞭な文字、数字を使用し、文字、数字の色は上衣背面の文字列、背番号表示部分の色と明確に区別できる色とする。
- (2) ウエア(上衣)の前面には、複数行の文字列の表示と、前番号の表示を認める。
- ①複数行の文字列は、高さ10cm、横40cmの範囲内に納まるものとし、チーム名、スポンサー名、広告のいずれかを表示することができる。(文字列にはチーム名、スポンサー名、広告に連動したロゴを含めてもよい)
- ②文字列は装飾文字を使用してもよく、単一色と限定しない。
- ③前番号はウエア(上衣)前面の胸下に背番号と同一番号をつけるものとする。大きさは高さ8cm以内、一桁横4cm以内とし、二桁以内とする。
- (3) ウエア(上衣)には、右襟、左襟、右袖、左袖(袖のない場合は、右肩前面、左肩前面)、ウエア前面の5ヵ所に3つまで、スポンサーロゴ、チーム名、プレイヤー名を表示することができる。ただし、1ヵ所に表示できるものは1つまでとする。
- ①1つのロゴの大きさは20cm²以内とする。
- ②上記3つのうち1つは50cm²位内でも可とする。(メーカーロゴを除く)
- ③メーカーロゴはその数に入れない。
- (4) ショートパンツ、スカート、ワンピースの前面底部に2つまでのスポンサーロゴ、チーム名、プレイヤー名、背番号と同じ番号を表示することができる。
- ①1つのロゴの大きさは20cm²以内とする。
- ②メーカーロゴはその数に入れない。
- (5) 各ソックス(対の一つ)には2つまで広告(メーカーロゴやマークを含む)を表示することができる。大きさは20cm²以内とする。プレイヤーが正規のソックスは勿論、圧縮/サポートソックスを着用する場合も各脚/足には合計2つまで広告を表示することができる。(サポータなどの医療用具のメーカーロゴはその数に入れない)
- (6) アンダーウエア(上衣)、リストバンド、バンダナ、サポータなどの医療用具に1つまでのスポンサーロゴ、チーム名、プレイヤー名、背番号と同じ番号を表示することができる。
- ①1つのロゴの大きさは20cm²以内とする。
- ②メーカーロゴもその数に入れる。

4. その他

- (1) スポンサー名またはスポンサーロゴを表示する場合、当該団体または個人が表示するスポンサーの同意を得たことを証明する書類(契約書の写し等)を必ず提出すること。ただし、機密部分は黒塗りでも構わない。

(2) 当連盟の免責事項として、項目①～⑪に該当すると思われる場合は、掲載をお断りすることがあります。

- ① 当連盟の品位を損なうと判断される場合
- ② 法律、政令、省令、条例、条約、業界規制等に違反する場合
- ③ 責任の所在が明らかでない判断される場合
- ④ 内容及び、その目的が不明確な場合
- ⑤ 広告内容に虚偽があるか、または誤認・誤解される恐れのある場合
- ⑥ 公正・客観的な根拠なく最大級・絶対的表現をしようとしている場合
- ⑦ 以下に掲げる類の公序良俗に反する表現のある内容
 - 1) 犯罪を肯定・美化する表現・内容
 - 2) 性に関する表現で、青少年の保護育成に反すると思われる表現・内容
 - 3) 醜悪、残虐な広告表現で、当連盟会員に不快感を与える恐れのある表現・内容
 - 4) 非科学的、迷信に類するもので、当連盟会員を惑わせたり不安を与える表現・内容
 - 5) 不良商法、詐欺的とみなされる表現・内容
 - 6) 誹謗中傷、人権侵害になる表現・内容
- ⑧ 個人、団体の氏名、写真、談話および肖像、商標、著作物等を無断で使用し、無体財産を侵害する場合
- ⑨ 違法な、抽象的な、本来商業的な、あるいは独断的で政治的または宗教的な意図のある、入れ墨や、ペイント、写し絵、その他それに類似したやり方のものを表に出した場合
- ⑩ たばこの会社や製品に関係する広告の場合
- ⑪ その他、当連盟が不相当と判断した場合

(3) スポンサー登録申請書の情報内容の正確さにはできる限り留意していますが、当連盟は、その内容の正確性および安全性を保障するものではありません。いかなる場合でも、当連盟は、申請者とスポンサー間で生じたいかなる損害についても責任を負いません。

以上